

## 感性と知的財産権(3)

東京理科大学理学部第一部 教授  
鈴木 公明

(前稿からのつづき)

### 4-4. 商標権による視覚デザイン(3D)の保護

立体物の形状等が商品・サービスを表す標識として識別性を有する場合は、いわゆる立体商標として商標権(図10~12)により保護され得、同一商標を使用する権利を専有し、類似する商標の他人による使用を禁止することができる。商標権の存続期間は登録から10年であるが、権利の更新を行うことにより、事



図10 登録商標第.5674666号



図11 登録商標第5384525号

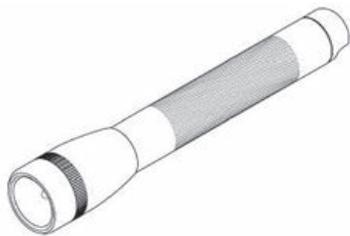


図12 登録商標第5094070号

実上半永久的に保護を受けることが可能である。

図5, 6(前号)および図10, 11に示す通り、立体のデザインは意匠と商標の双方で保護を受けることが可能である。

なお、本稿執筆時点で、産業構造審議会において商標法による店舗の外観・内装の保護のあり方が検討されており、今後、商標権による保護範囲がいつそう拡大する可能性がある。

### 4-5. 商品等表示としての視覚デザイン(3D)の保護

他人が周知の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用して混同させる行為と、著名な商品等表示を他分野で使用する行為は、不正競争防止法により規制される(図13, 14)。ここで「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」と不正競争防止法により定義されているが、近年の判決例により、図14に示す飲食店の外観等が「商品等表示」にあたと判断されたことにより、「ビジネスの総合的な印象」が保護され得るとして注目されている。

不正競争防止法による周知表示の混同惹起行為の規制と著名表示の冒用規制は、商品や営業を表示する標識(名前やマーク等)を模倣した偽ブランド品の販売等が規制される点で商標法と共通しているが、事前の出願または登録等の手続きが不要であり、要件を満たす不正競争行為により損害を被った者が、そ



図13 商品等表示の例<sup>1)</sup>



図14 商品等表示の例<sup>2)</sup>

1) 大阪地裁判決平成14.12.19「ミニマグライト事件」

2) 東京地裁決定平成28.12.19「コマダ珈琲店仮処分事件」

の不正競争行為を行った者に対し、差止請求や損害賠償請求を行える点で、商標権による保護とは異なっている。

#### 4-6. 著作権による視覚デザイン(3D)の保護

一方、立体物の形状等が美術の著作物と認められれば<sup>3)</sup>、著作権によって保護され、創作の時点から著作者の死後50年まで、複製する権利を専有し得る(図15、16)。図15に示す仏壇彫刻は、鑑賞の対象になり得る美術の著作物として保護が認められた事例であるが、近年、図16に示す幼児用椅子のデザインをはじめ量産品のデザイン(いわゆる応用美術)について、積極的に美術の著作物であるとする判断が高裁レベルで示されるようになり、著作権による応用美術の保護が定着するか、注目されている。

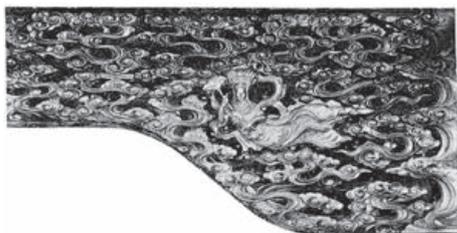


図15 著作物の例<sup>4)</sup>



図16 商品等表示/著作物の例<sup>5)</sup>

ここまで、立体形状に基づく視覚的要素を検討対象としてきたが、平面的なデザインについても法的保護は可能である。

#### 4-7. 意匠権による視覚デザイン(2D)の保護

従来、画像デザインは、物品自体に保存され、表示部等に表示される画像について物品を限定して保護対象とされていたが、2019年の意匠法改正により、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像、道路や壁等に投影される画像が新たに保護対象となった(図17、18)。



図17 クラウドに保存され、ネットワークを通じて提供される画像の例<sup>6)</sup>

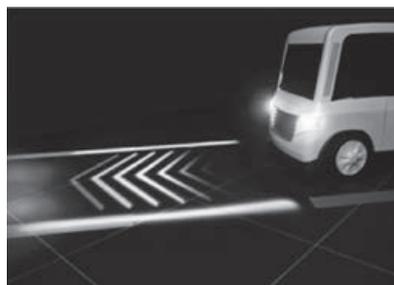


図18 道路に投影された画像の例<sup>7)</sup>

#### 4-8. 商標/商品等表示としての視覚デザイン(2D)の保護

自社の商品、サービスを示すロゴマークは商標権で保護され得(図19)、同時に不正競争防止法における商品等表示として上述の法的利益が認められ得る。(つづく)



図19 商標登録第.5737384号

3) 著作権法上、著作物として、絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物が例示されており、さらに、美術の著作物には、美術工芸品を含む旨規定されている。

4) 神戸地裁判決昭和54.7.9「仏壇彫刻事件」

5) 知財高裁判決平成27.4.14「TRIPP TRAPP事件」

6) 出所：特許行政年次報告書2019年版、p234

7) 出所：特許行政年次報告書2019年版、p234